

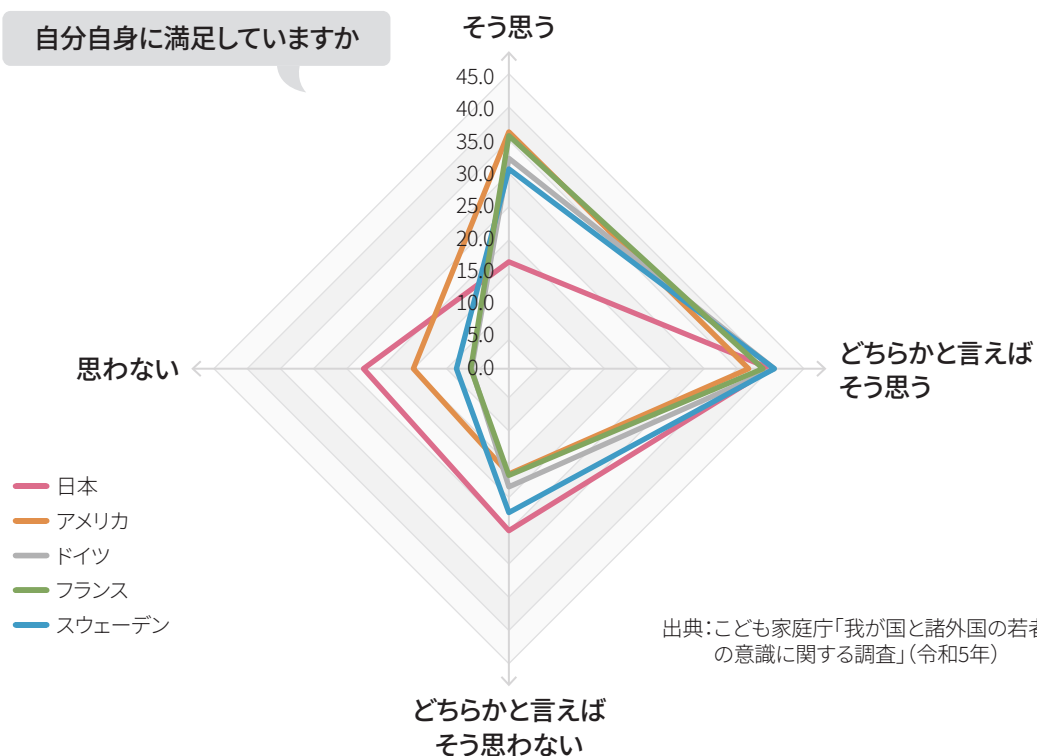
第2章

計画策定の背景

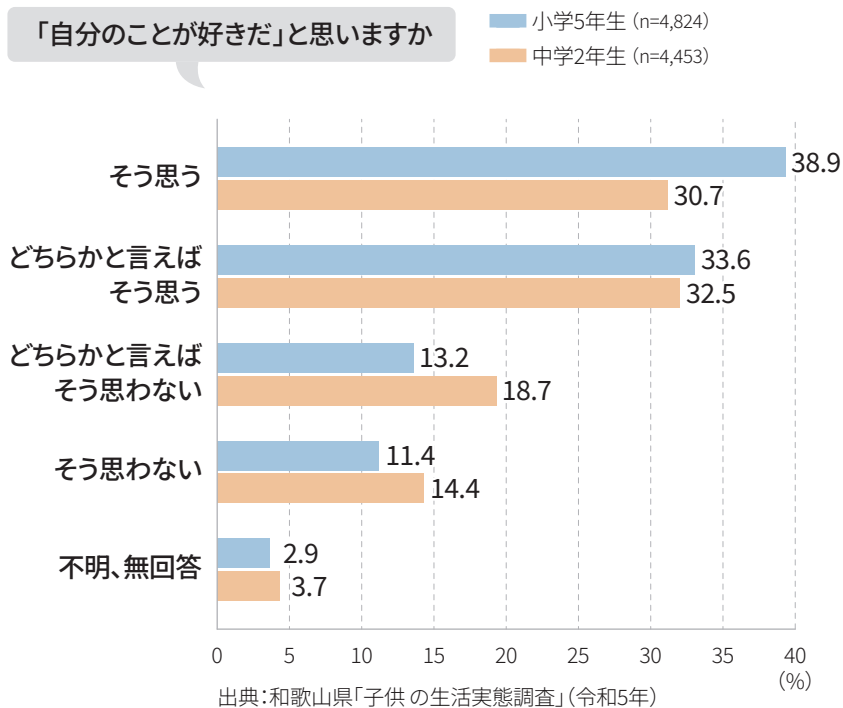
1 こども、若者や子育てを取り巻く現状

(1) こども、若者の精神的幸福度

日本のこども、若者は、諸外国の若者と比べて自分自身に満足している者の割合が低くなっています。

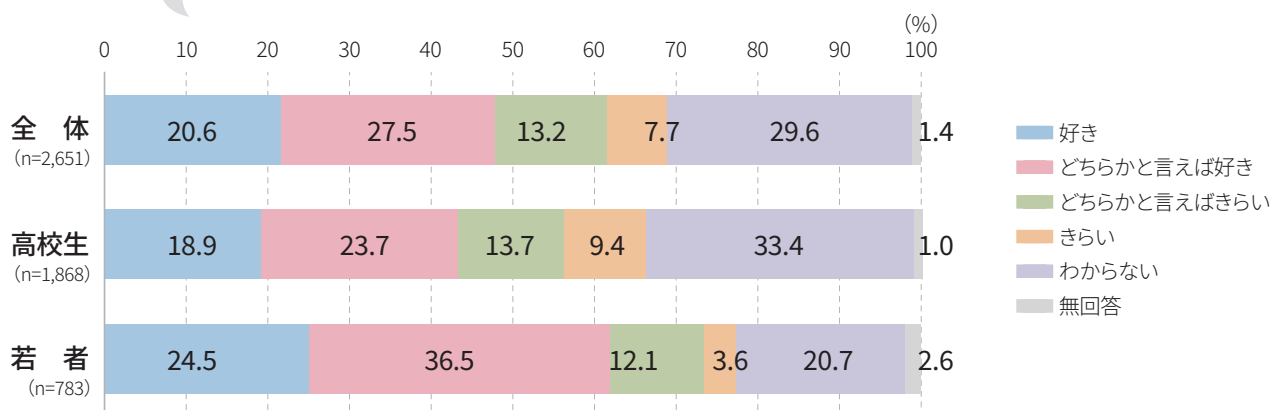


本県の小学5年生と中学2年生に対し行った調査では、「自分のことが好きか」との質問に対し、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と回答した小学5年生は24.6%、中学2年生は33.2%でした。



本県の高校生と18歳から39歳の県内在住者に対し行った調査では、「自分のことが好きか」との質問に対し、全体では、「わからない」が29.6%と最も高くなっています。高校生は「わからない」が33.4%で最も高く、「どちらかと言えばきれい」「きれい」の割合が全体及び若者に比べ高くなっています。

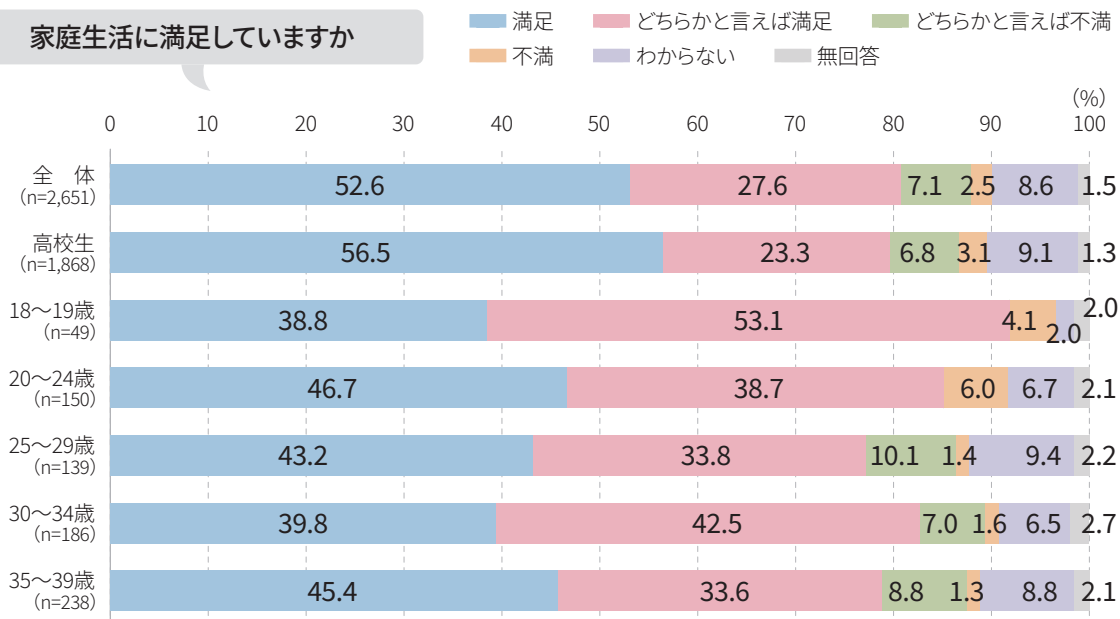
自分のことが好きですか



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

「家庭生活に満足していますか」の質問に対し、18～19歳では「満足」「どちらかと言えば満足」が91.9%と他の年代と比べて高く、25～29歳では「不満」「どちらかと言えば不満」が11.5%で他の年代と比べて高くなっています。高校生では「満足」「どちらかと言えば満足」が79.8%となっています。

家庭生活に満足していますか

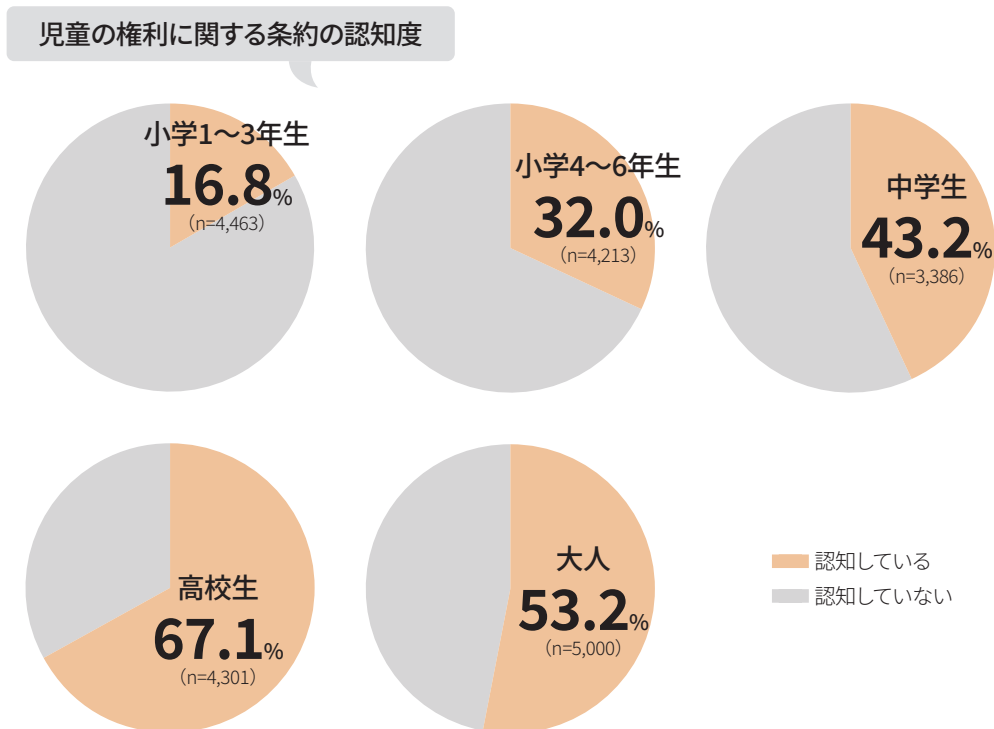


(年齢別のn値は無回答者を除いた数)

出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

(2) こどもの人権意識

児童の権利に関する条約^{※4}は、低年齢になるほど認知されておらず、こどもが自身の人権について自覚していないおそれがあります。児童の権利に関する条約は、大人も約半数が認知していません。



出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」(令和5年)

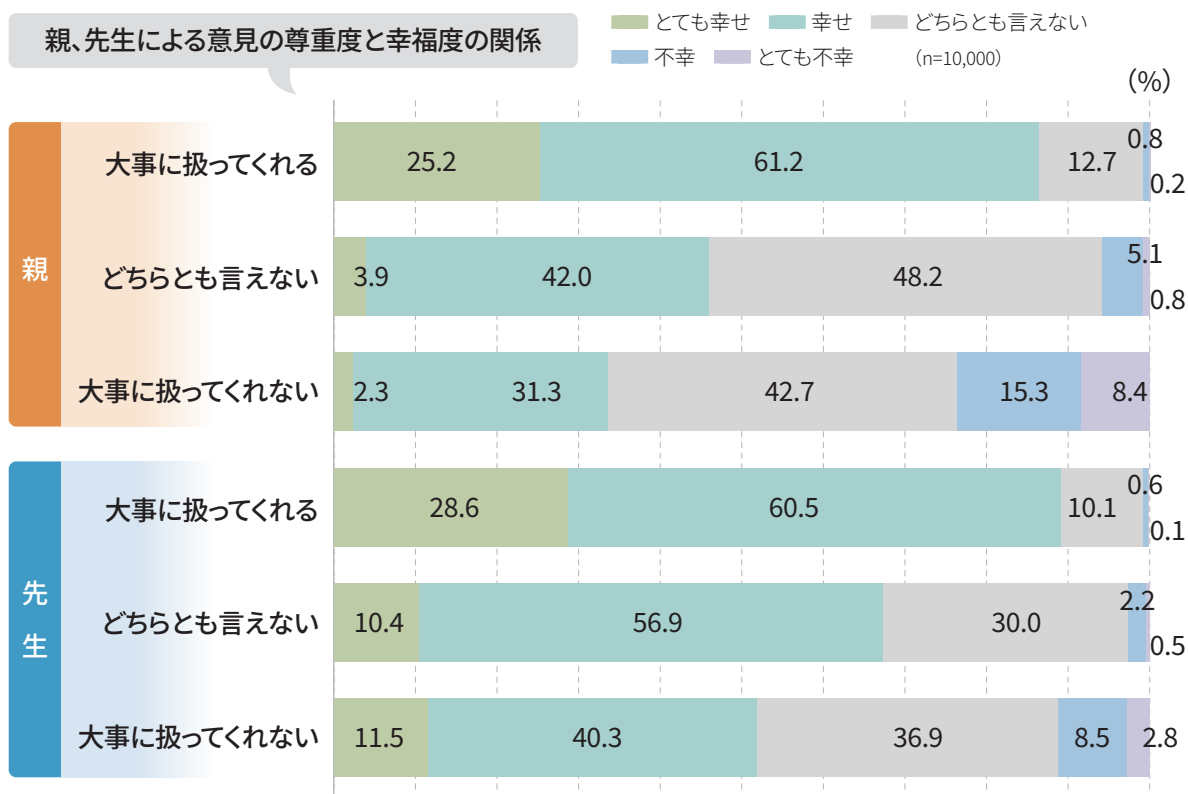
県が実施したモニター調査^{※5}で、小学3年生以下に、「大人に意見を聞いてもらえることはこどもの権利であることを知っているか」を調査したところ、「知っている」が27.2% (22名)、「こどもの権利という言葉だけは聞いたことがある」が4.2% (5名)、「知らない」が72.9% (86名)となりました。また、小学4年生以上に、「児童の権利に関する条約について内容を知っているか」を調査したところ、「よく知っている」が4.8% (14名)、「知っている」が15.4% (45名)、「言葉だけ聞いたことがある」が31.4% (92名)、「知らない」が48.5% (142名)となりました。本県においても、全国と同じ傾向にあると言えます。

※4：児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもので、日本は平成6年に批准

※5：県で、令和6年7月から9月にかけ2回にわたり小学1年生から20代若者を対象にアンケート調査を実施
モニター登録者数は小学3年生以下が177人、小学4年生以上が582人。延べ785人が回答

自分の意見を大事に扱ってもらうことと幸福度には相関関係が認められ、自分の意見が尊重されていると感じているこどもは、幸福度が高い傾向にあります。

また、こどもは年齢が上がるほど意見が尊重されていないと感じている傾向にあります。



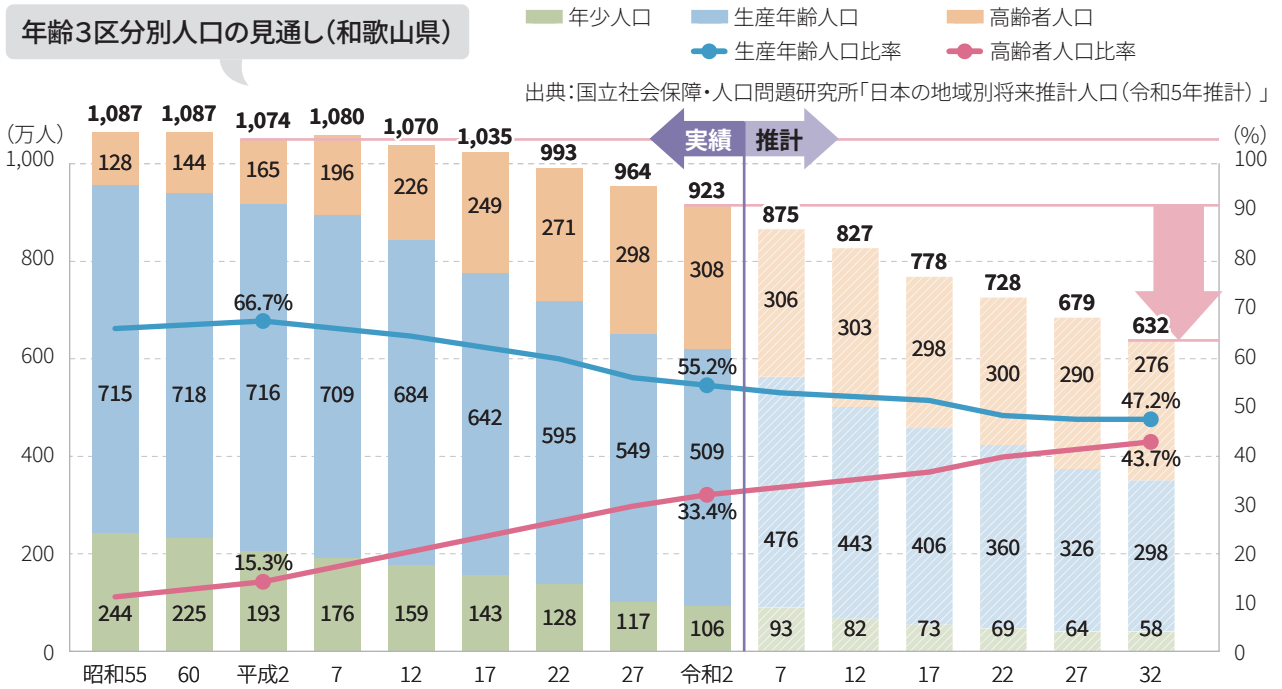
出典：公益財団法人日本財団「こども1万人意識調査」(令和5年)

モニター調査で、「大人が意見を聞いていると感じるか」について調査したところ、小学3年生以下では「聞いてくれている」が83.9% (99名)、「どちらでもない」が14.4% (17名)、「聞いてくれない」が1.7% (2名) となりました。また小学4年生以上では「聞いてくれている」が64.8% (190名)、「どちらでもない」が23.2% (68名)、「聞いてくれない」が9.2% (27名) となりました。ヒアリング調査^{※6}では、「話を全部聞いてくれない」(小学生)、「話を最後まで聞いてくれないと言いたくない」(中学生)、「反論されてしまう」(高校生)、「意見を言っても意味が無いと思う」(大学生)といった声がありました。

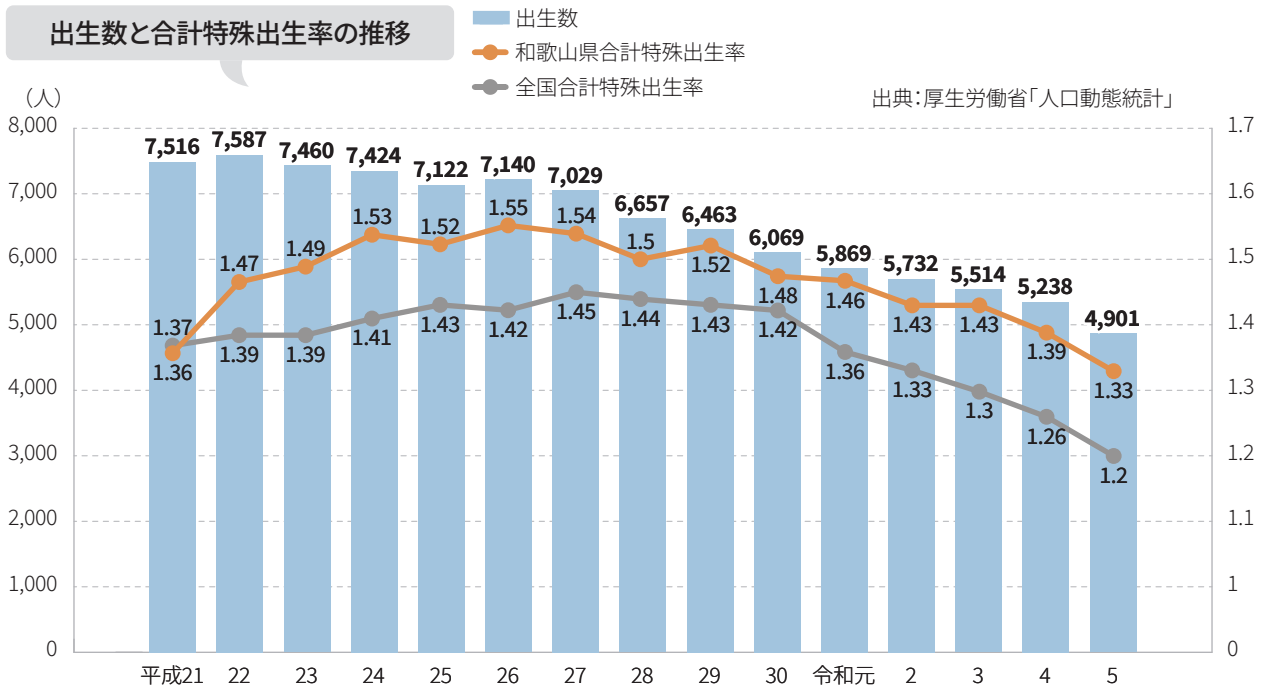
※6：県で、令和6年8月から12月にかけて、保育所や認定こども園の園児、小中高等学校の児童生徒、青少年団体、子育て当事者等、計490名に対しヒアリング調査を実施

(3) 社会の情勢

本県においては、未婚化、晩婚化の進行などで、こどもの数の減少に歯止めがかかっていません。

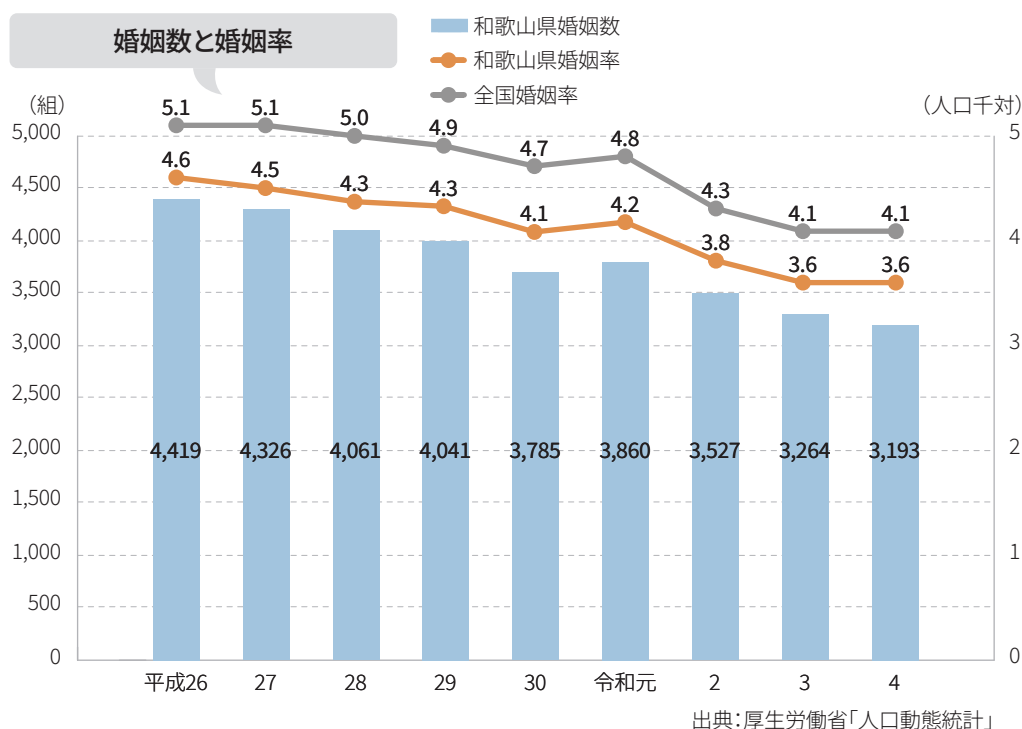


本県の出生数は減少傾向であり、令和5年の出生数は4,901人でした。合計特殊出生率^{※7}は全国に比べ高くはなっていますが、減少傾向です。

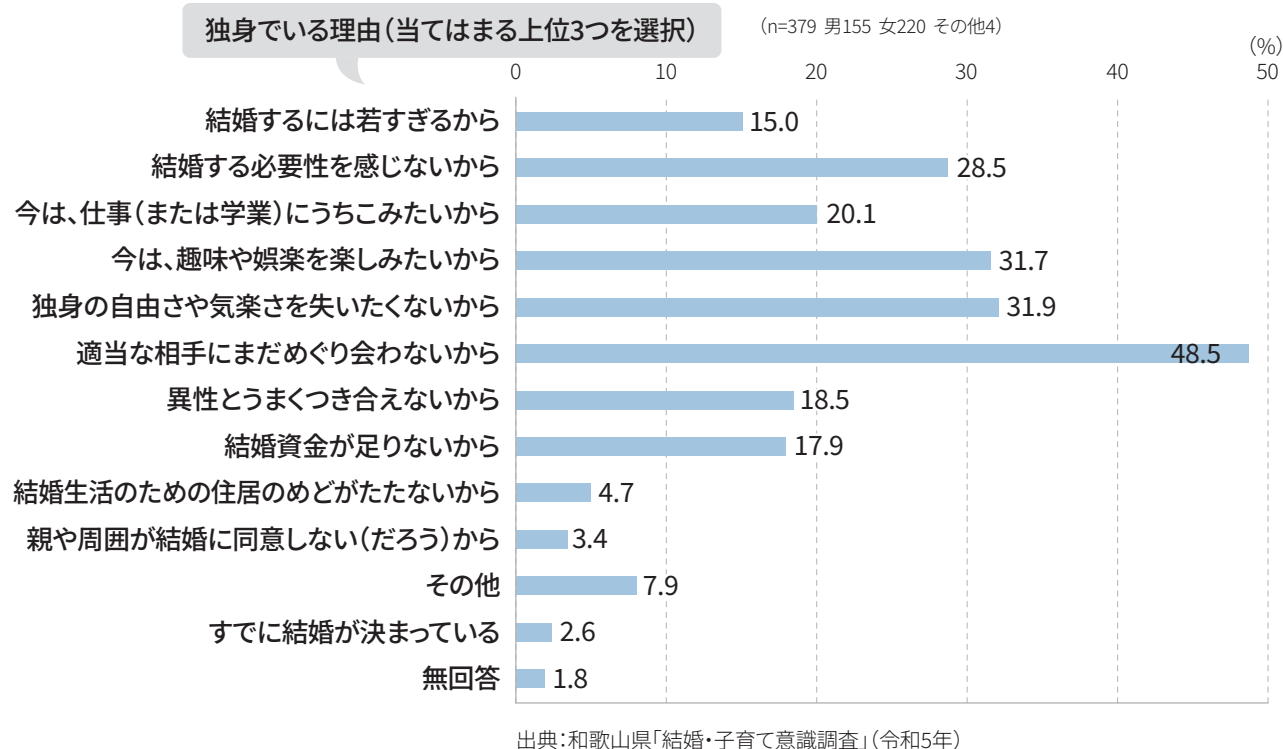


※7: 15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する

本県の婚姻数は減少傾向で、婚姻率※8は全国に比べ低くなっています。

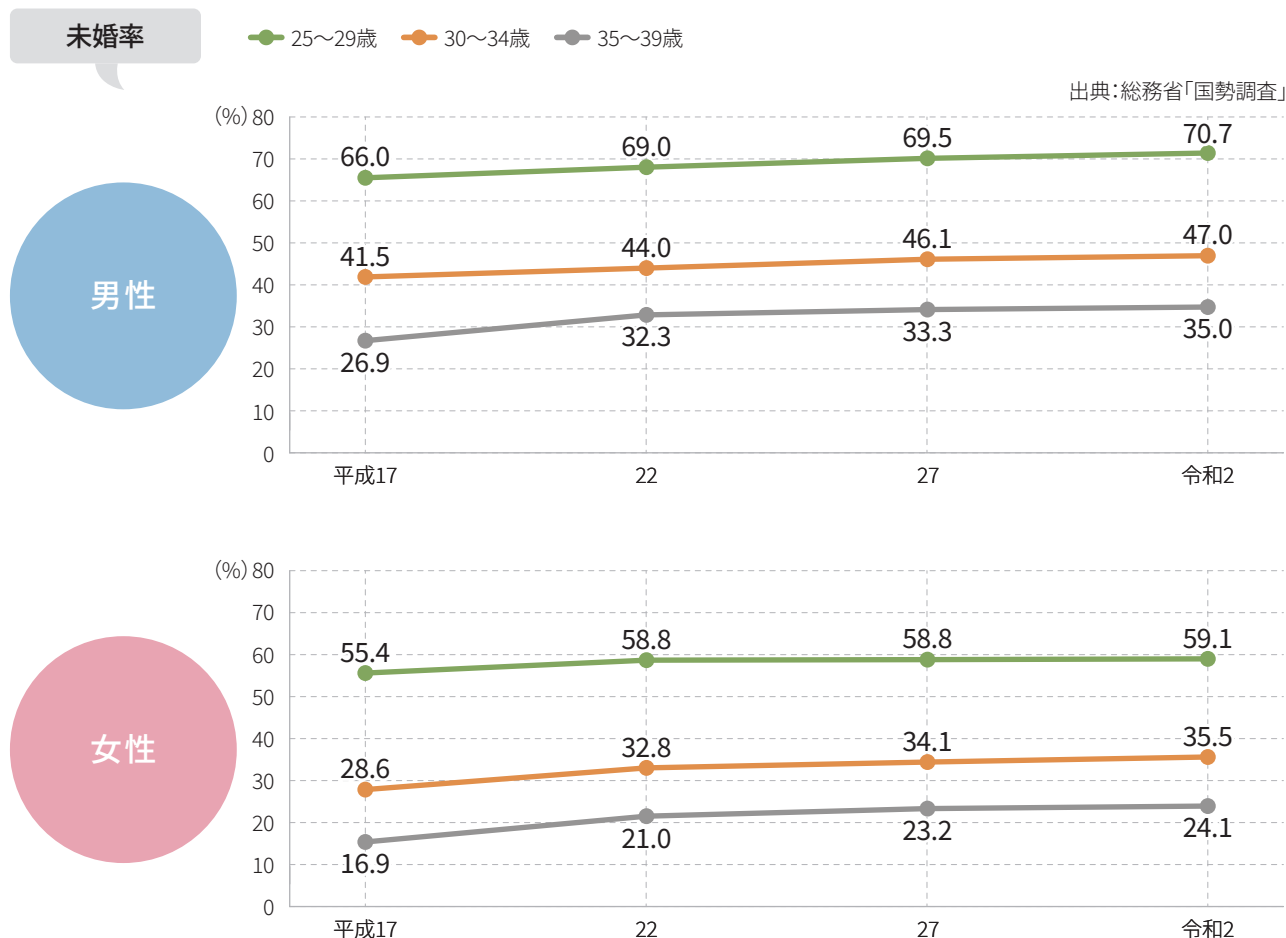


現在独身でいる理由について、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が48.5%で、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」が31.9%、「今は趣味や娯楽を楽しみたいから」が31.7%となりました。また、「結婚する必要性を感じないから」が28.5%となりました。

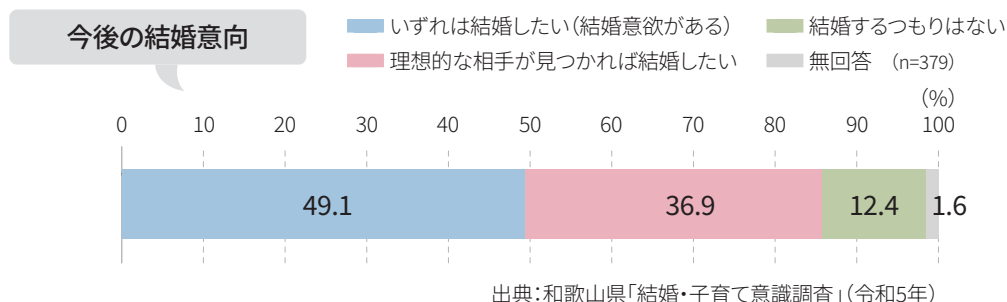


※8：人口千人に対する婚姻件数の割合

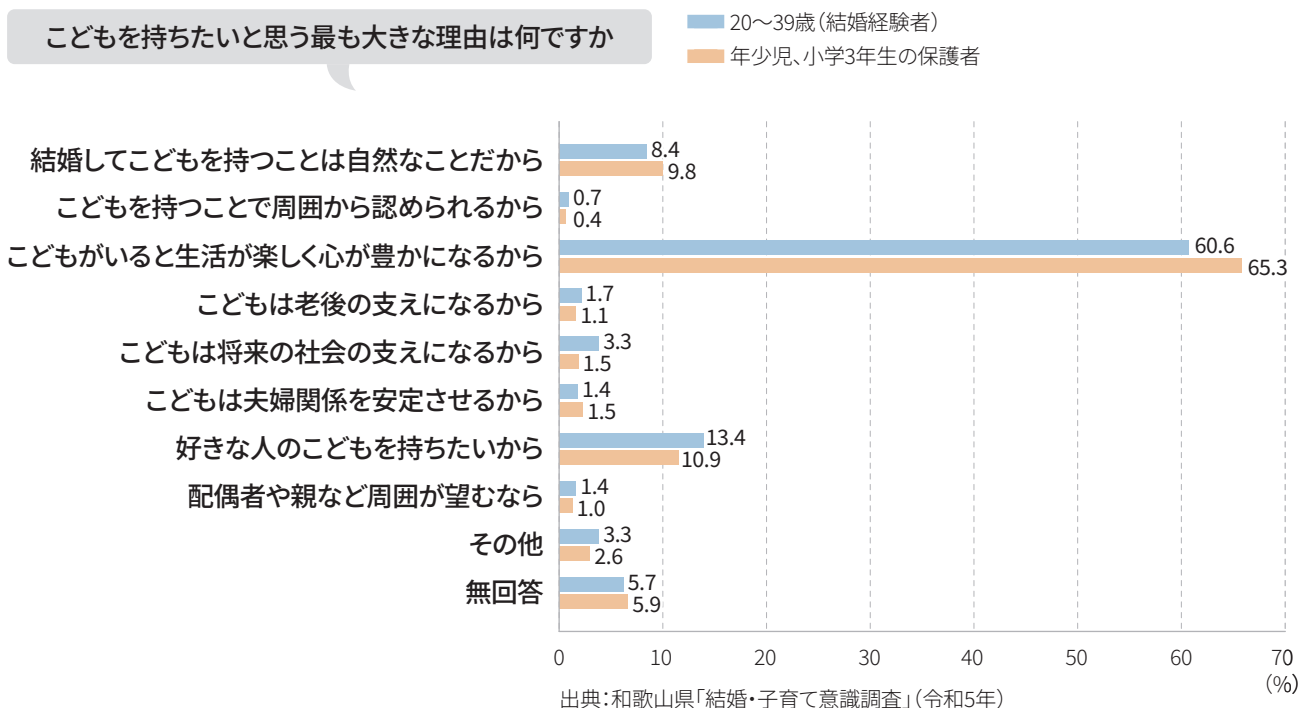
本県の未婚率は男女とも、全ての年代において上昇しています。特に平成27年から令和2年の5年間で、男性は35～39歳で1.7ポイント、女性は30～34歳で1.4ポイントと最も上昇しています。



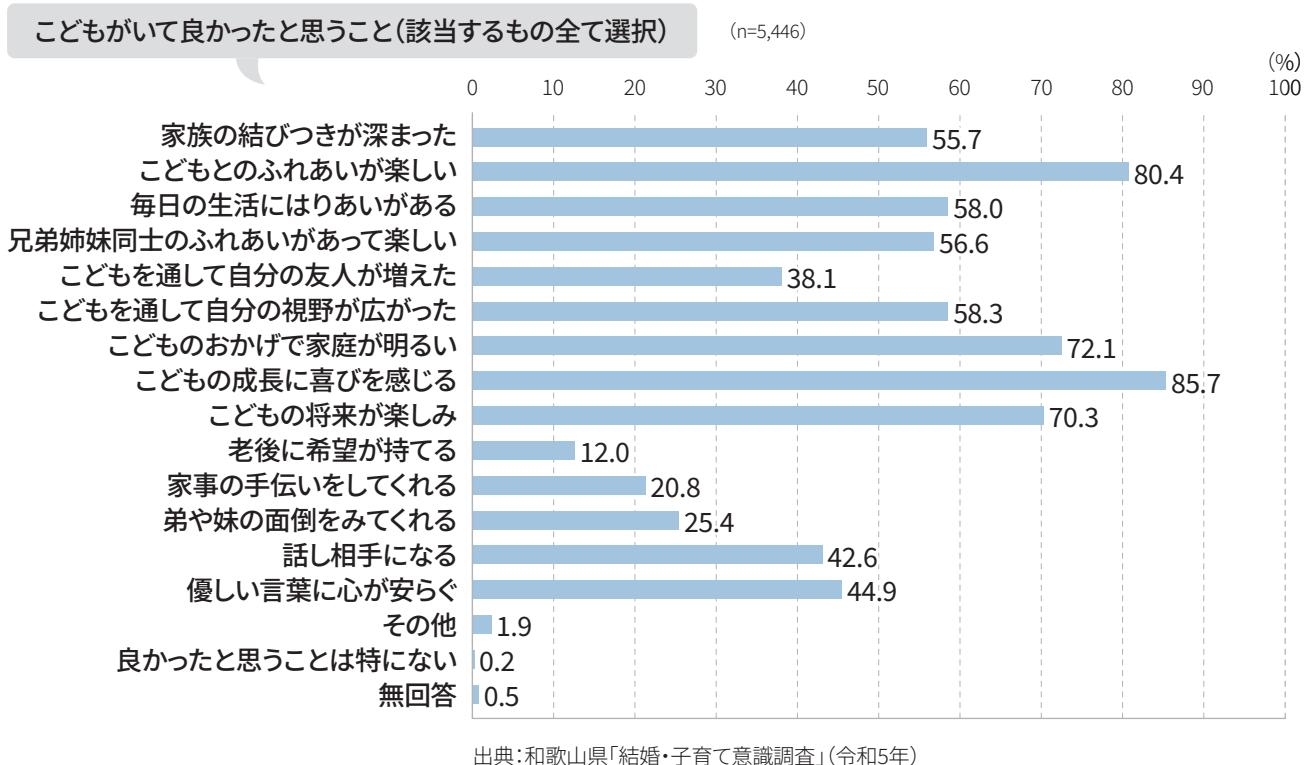
今後の結婚意向について、「いずれは結婚したい(結婚意欲がある)」が49.1%、「理想的な相手が見つければ結婚したい」が36.9%で、その合計は86%ですが、「結婚するつもりはない」も12.4%となっています。



子どもを持ちたいと思う最も大きな理由について、「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」が最も高くなっています。

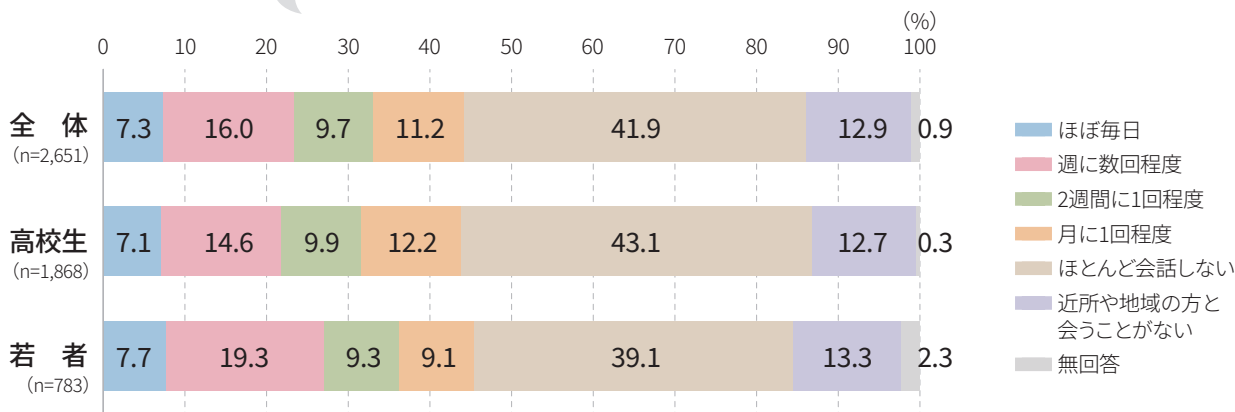


子どもがいて良かったと思うことについて、「子どもの成長に喜びを感じる」が85.7%と最も高く、次いで「子どもとのふれあいが楽しい」が80.4%、「子どものおかげで家庭が明るい」が72.1%となっています。

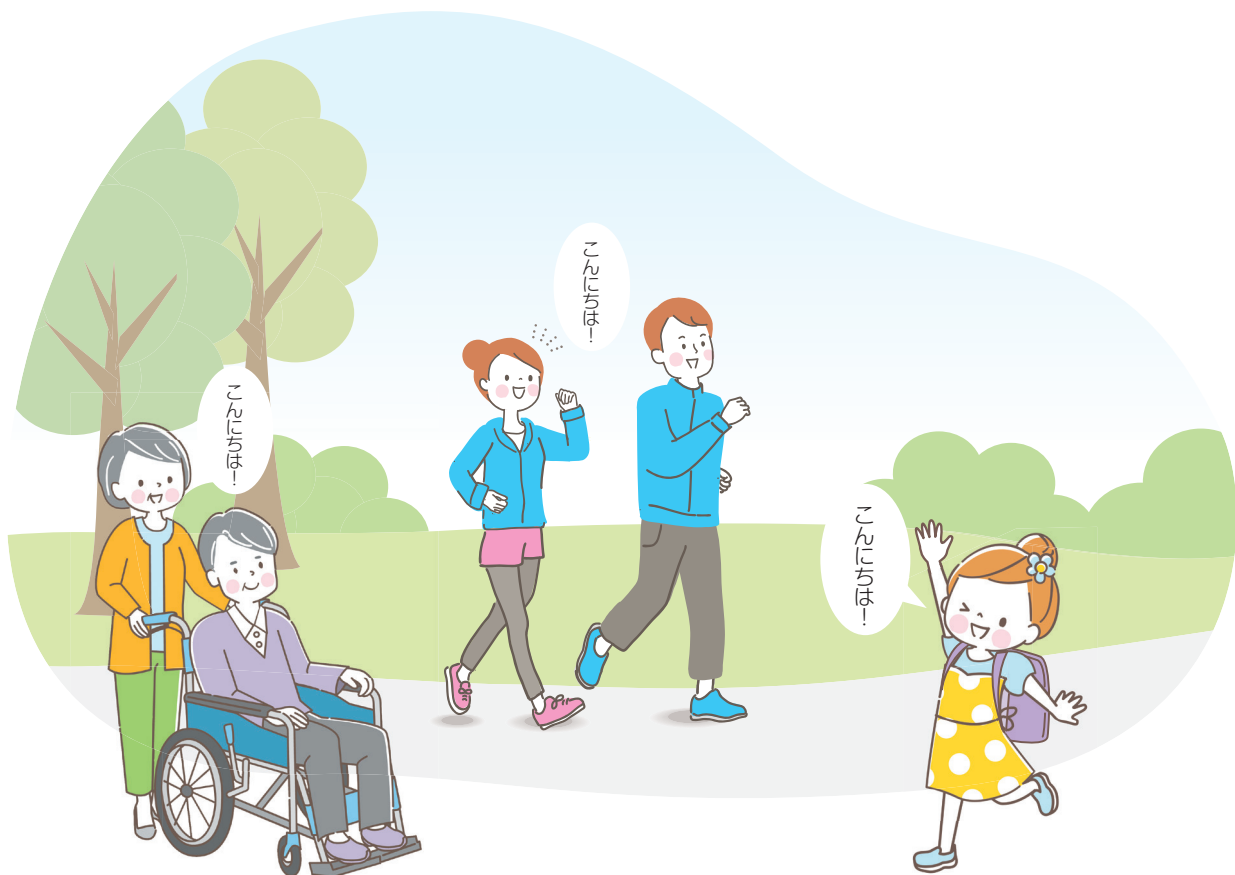


高校生と若者が近所の方や住んでいる地域の方と会話をする頻度は、「ほとんど会話しない」が41.9%と最も高くなっており、地域との関わりが薄い様子がうかがえます。県のモニター調査では、交流ができる場を求める声がありました。

近所の方や住んでいる地域の方との会話の頻度



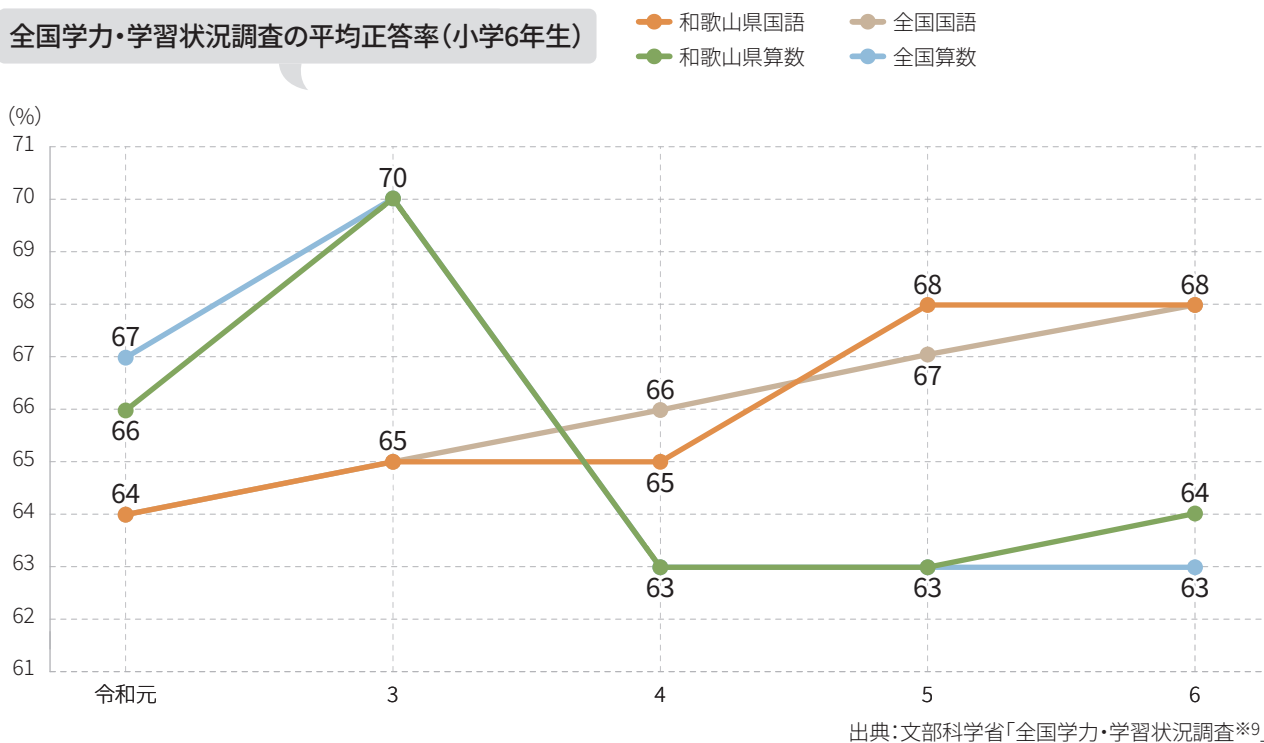
出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)



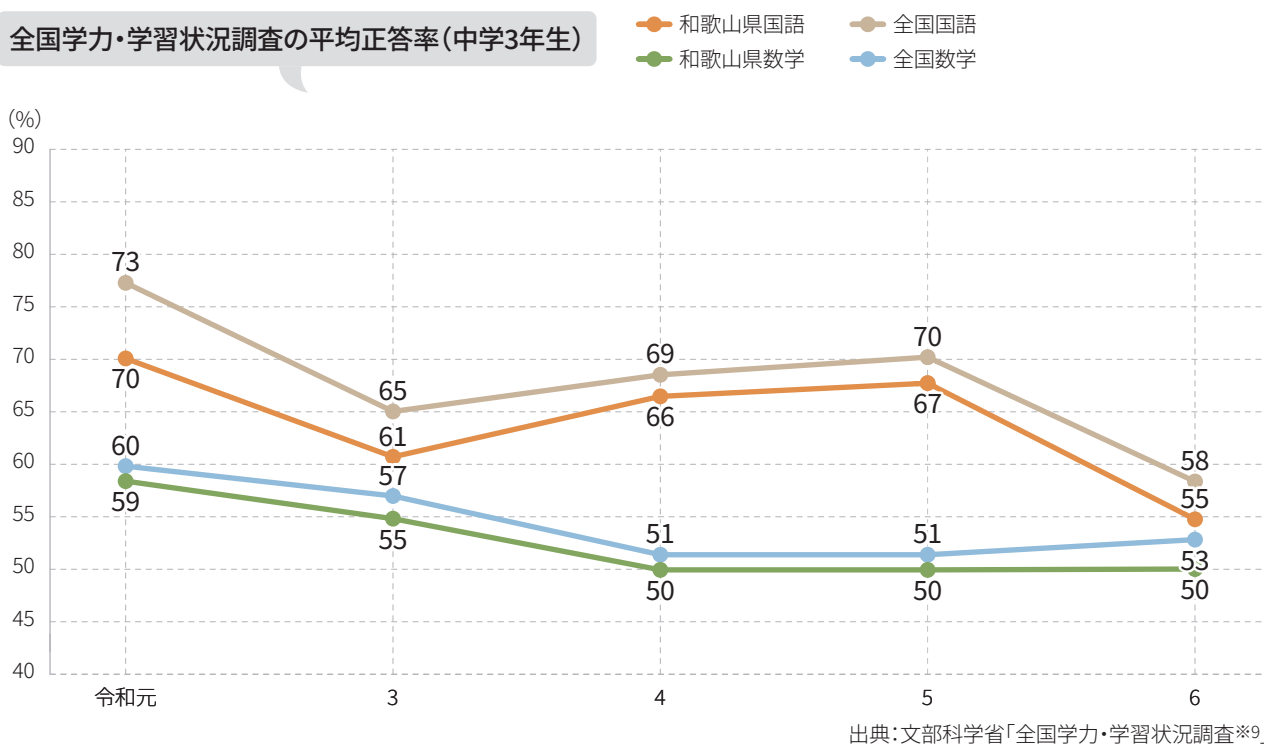
(4) こどもの学力と体力

本県の小学生の学力は概ね全国平均に近くなっていますが、中学生の学力は全国平均を下回っています。体力については近年、全国平均を上回っている状況です。

全国学力・学習状況調査の平均正答率(小学6年生)



全国学力・学習状況調査の平均正答率(中学3年生)



※9：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施は見送り

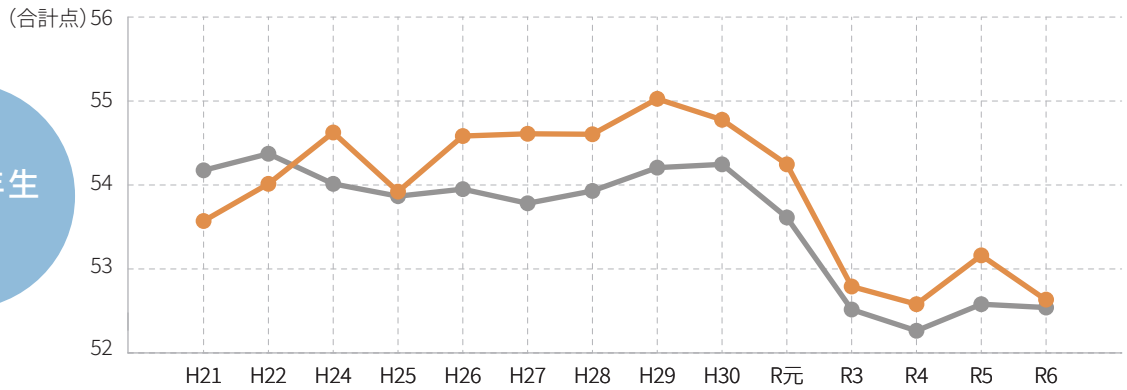
全国体力・運動能力、運動習慣等調査

和歌山県(公立)

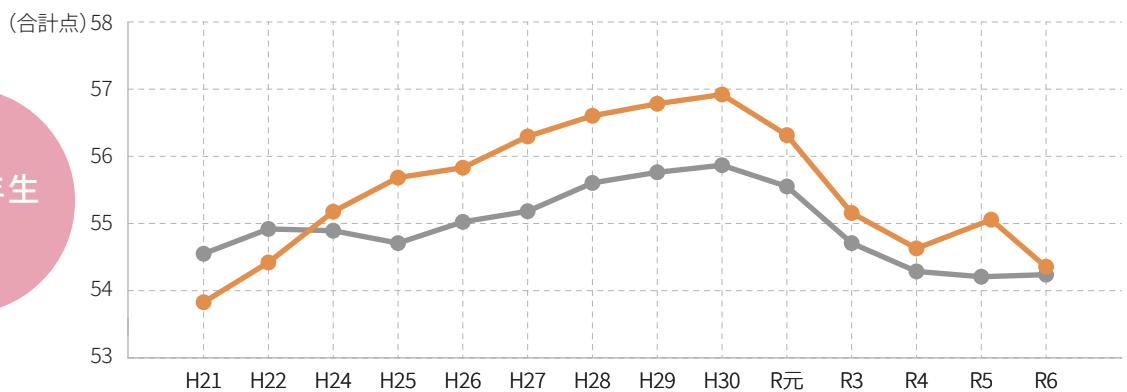
全国

出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」※10

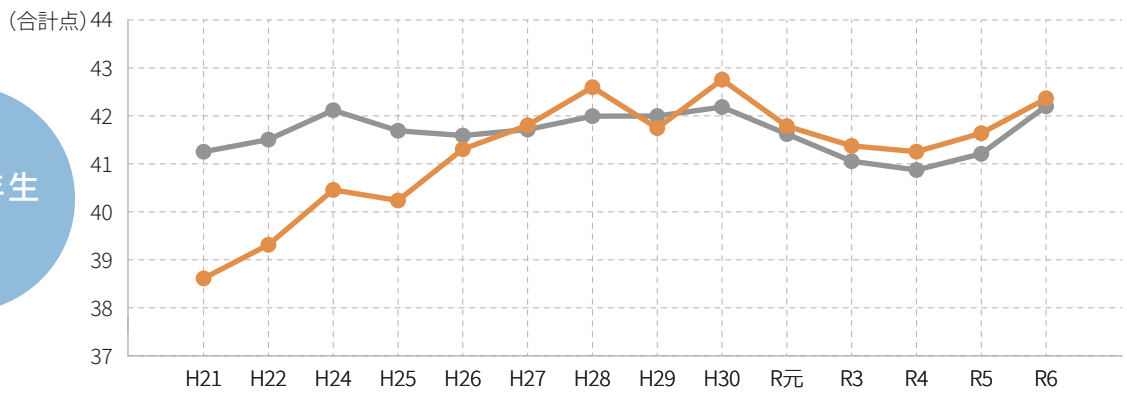
小学5年生
男子



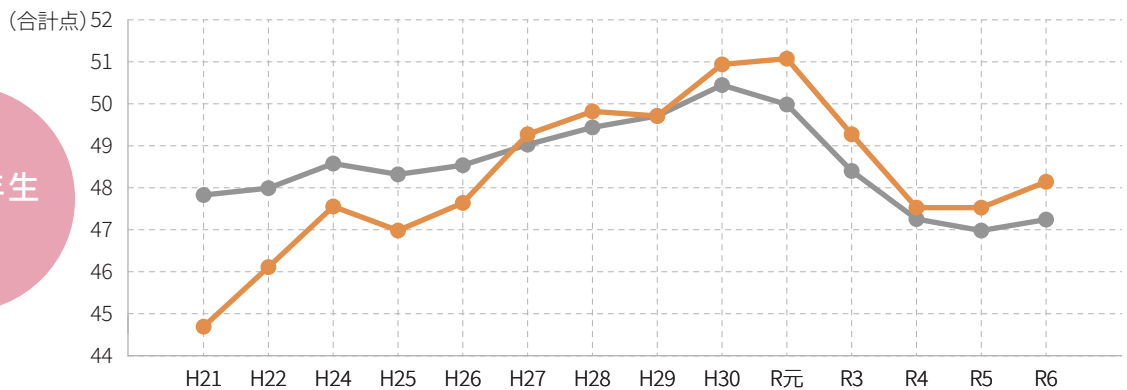
小学5年生
女子



中学2年生
男子



中学2年生
女子



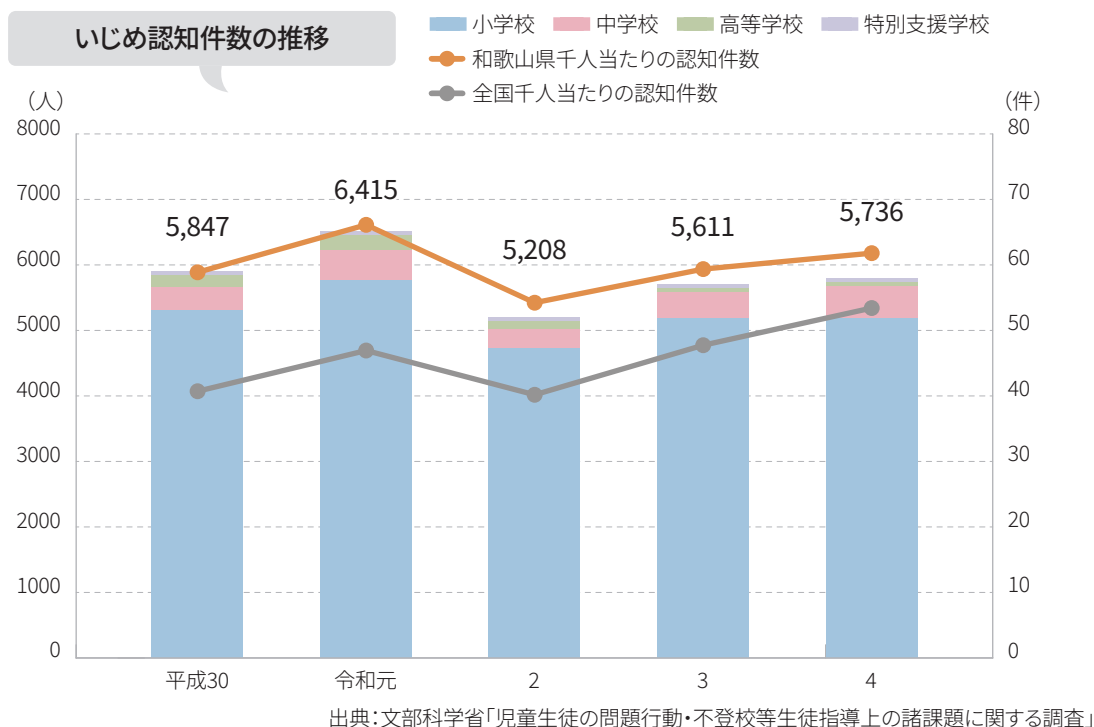
合計点:50m走等、8項目の実技テストの合計点(1項目10点の80点満点)

※10：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施は見送り

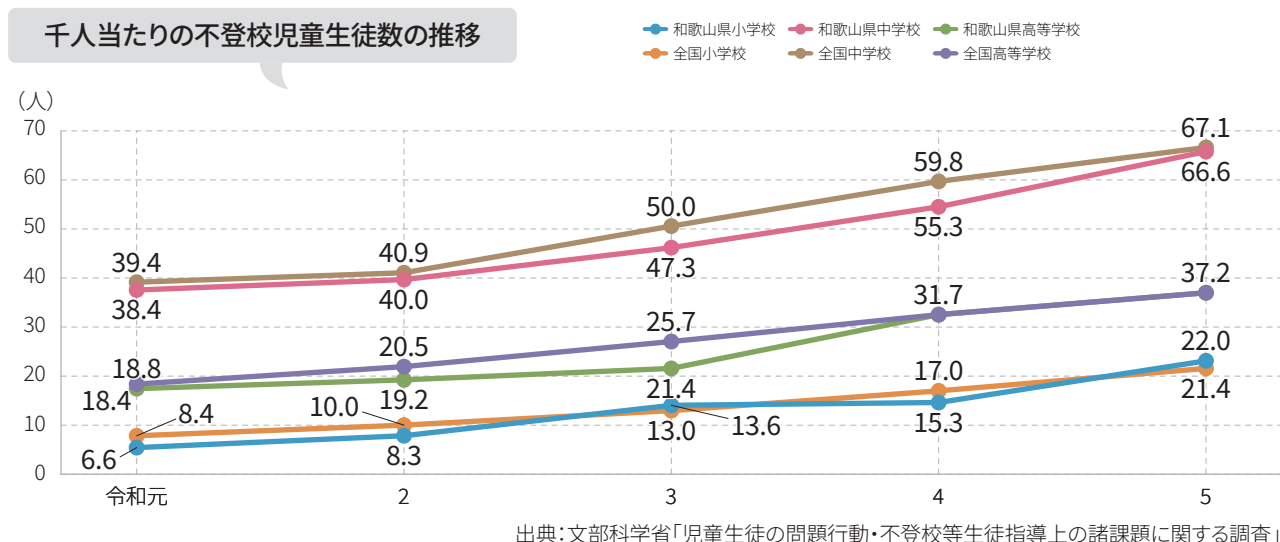
(5) こどもの発達環境

いじめ、不登校、貧困、児童虐待、ヤングケアラー※11がいることなど、こどもを取り巻く様々な課題は深刻で、こどもが安全に安心して発達できる環境を整える必要性は高い状況にあります。

いじめの認知件数は、コロナ禍で一時減少しましたが、再び増加してきています。本県の認知件数は、些細な兆候を見逃さないことを心掛けていることもあり、全国に比べ高くなっています。

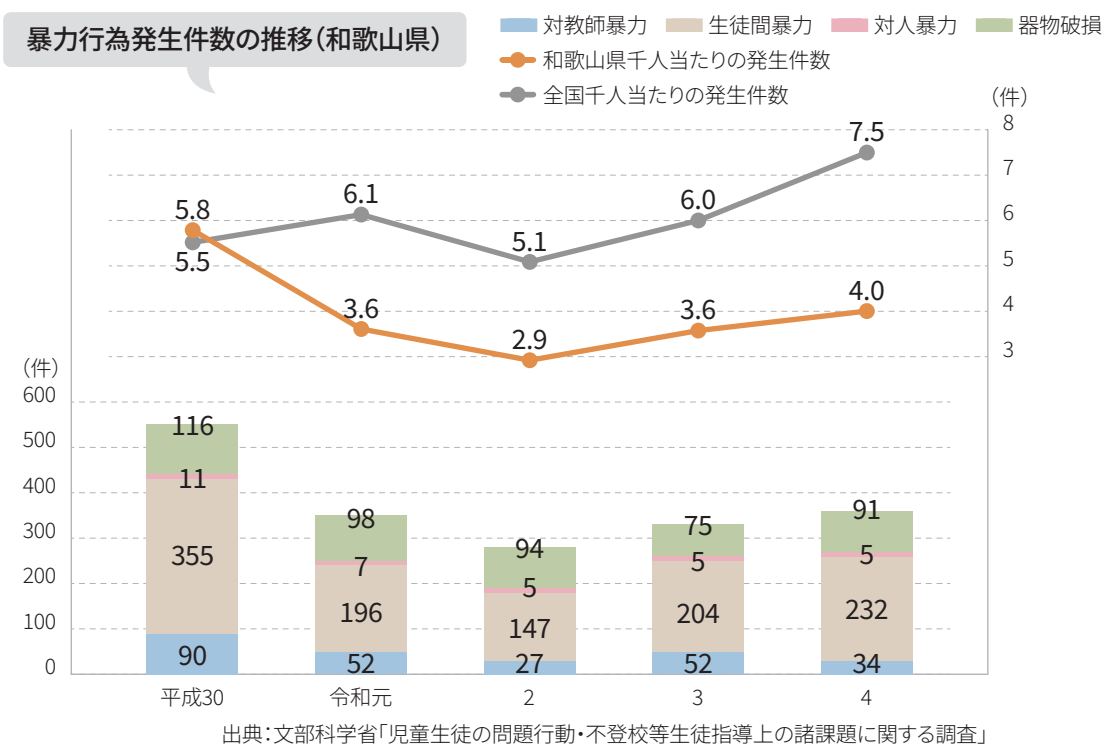


不登校児童生徒は年々増加傾向にあります。令和5年度における県内公立校の不登校の児童生徒数は、小、中、高等学校合わせて2,945人となっています。

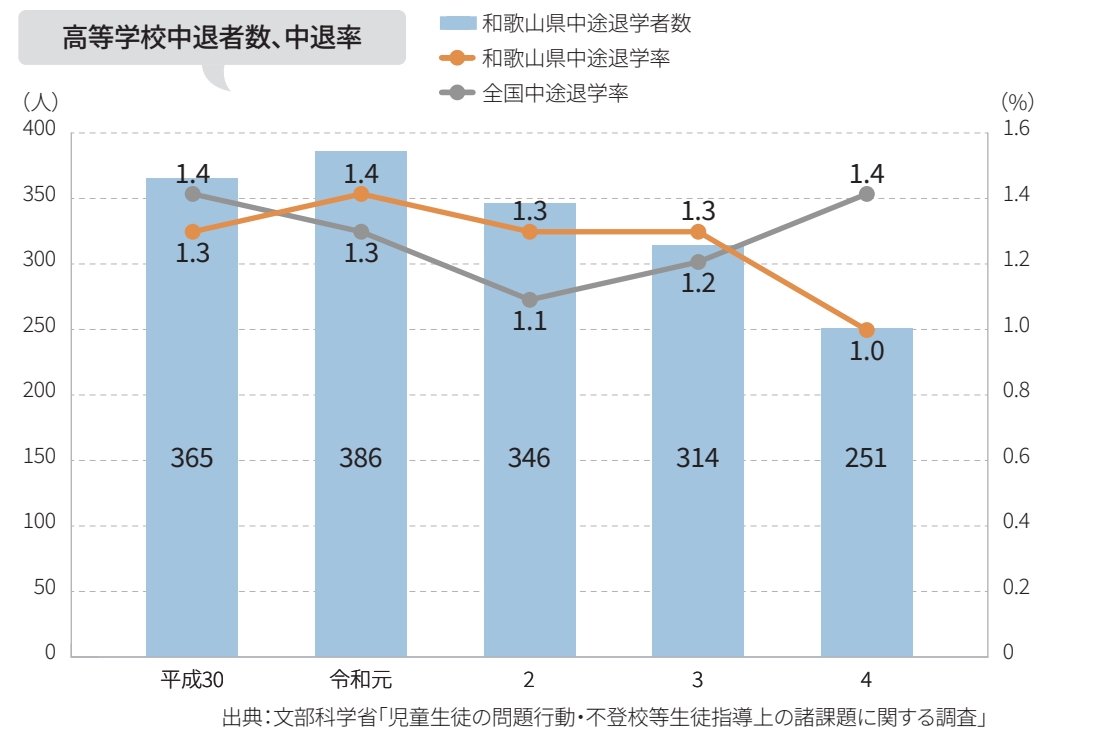


※11：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者

本県の国公私立小、中、高等学校における令和4年度の学校内外の暴力行為発生件数は、児童生徒千人当たり4.0件で、全国より低い状況です。



本県の高等学校中途退学者数は近年、減少傾向で令和4年度は251人です。高等学校中退率は令和4年度に1.0%となり全国平均を下回りました。

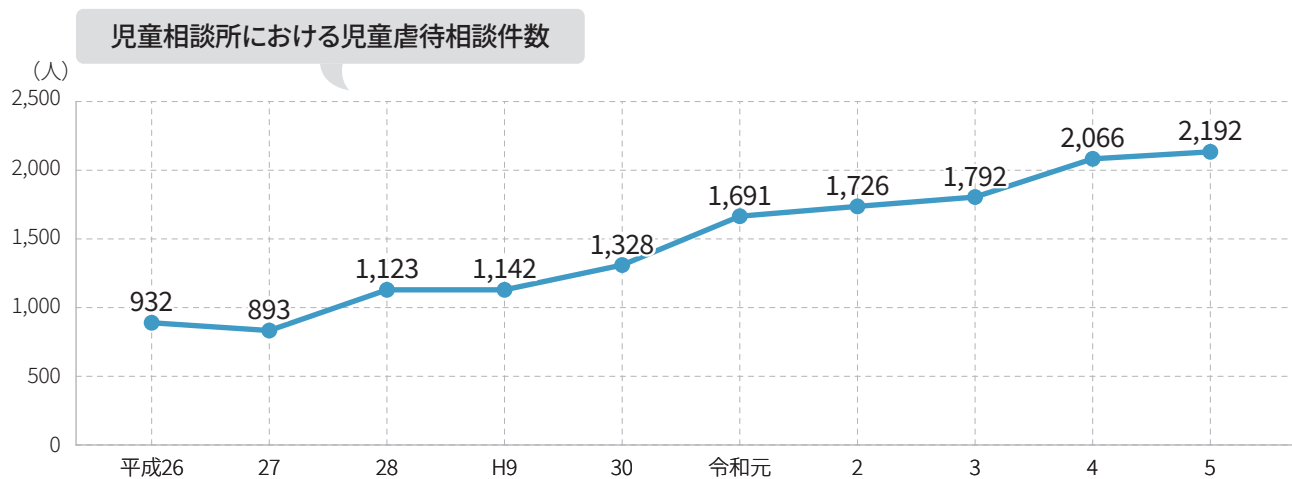


本県の子育て世帯の所得について、所得の中央値^{※12}の2分の1^{※13}未満の所得の世帯(所得段階Ⅲ)は10.7%となっており、約10人に1人は相対的貧困^{※14}状態にあります。

	所得の範囲	件数	%	%(判定不能を除く)
所得段階Ⅰ(中央値以上)	245万円以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ(中央値の2分の1以上)	123～245万円未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ(中央値の2分の1未満)	123万円未満	897	9.7	10.7
判定不能		932	10.0	—

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

本県の児童相談所への虐待相談件数は年々増加し、令和5年度は、児童虐待防止法が施行された平成12年度の160件から約14倍の2,192件となっています。



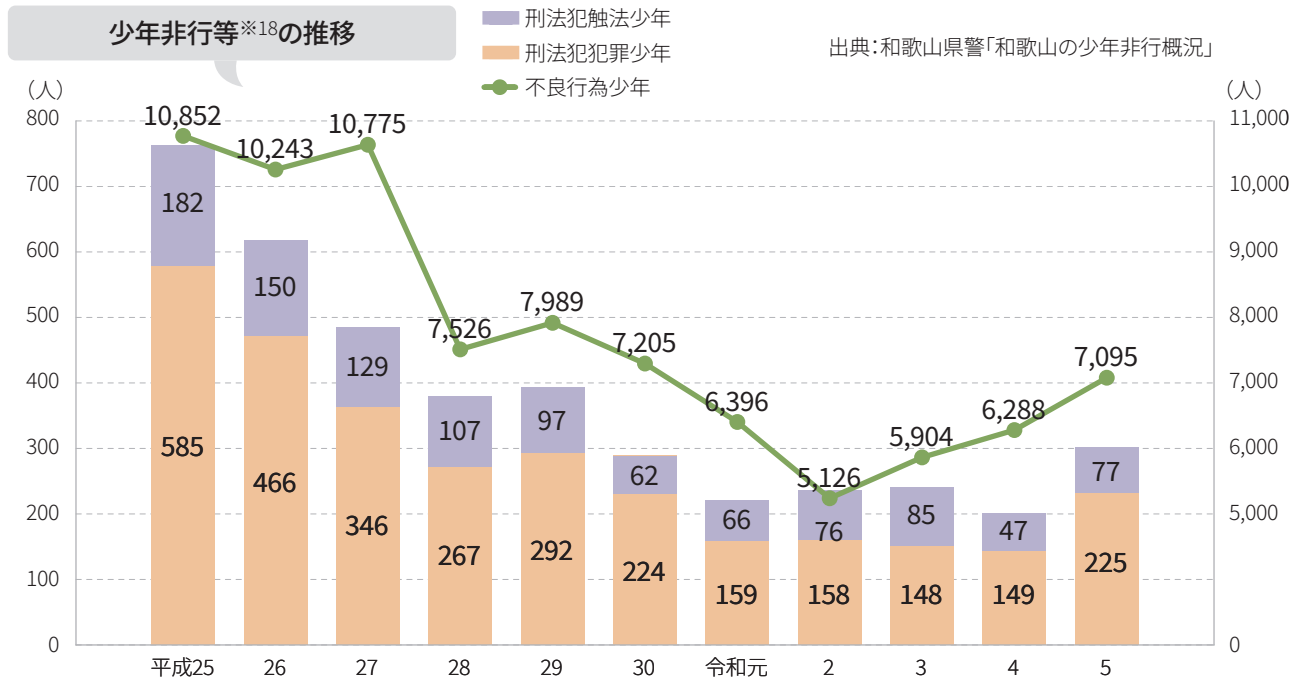
出典：和歌山県「和歌山県内における児童虐待相談の状況」

※12：数値を小さいほうから順に並べたときに真ん中に位置する値

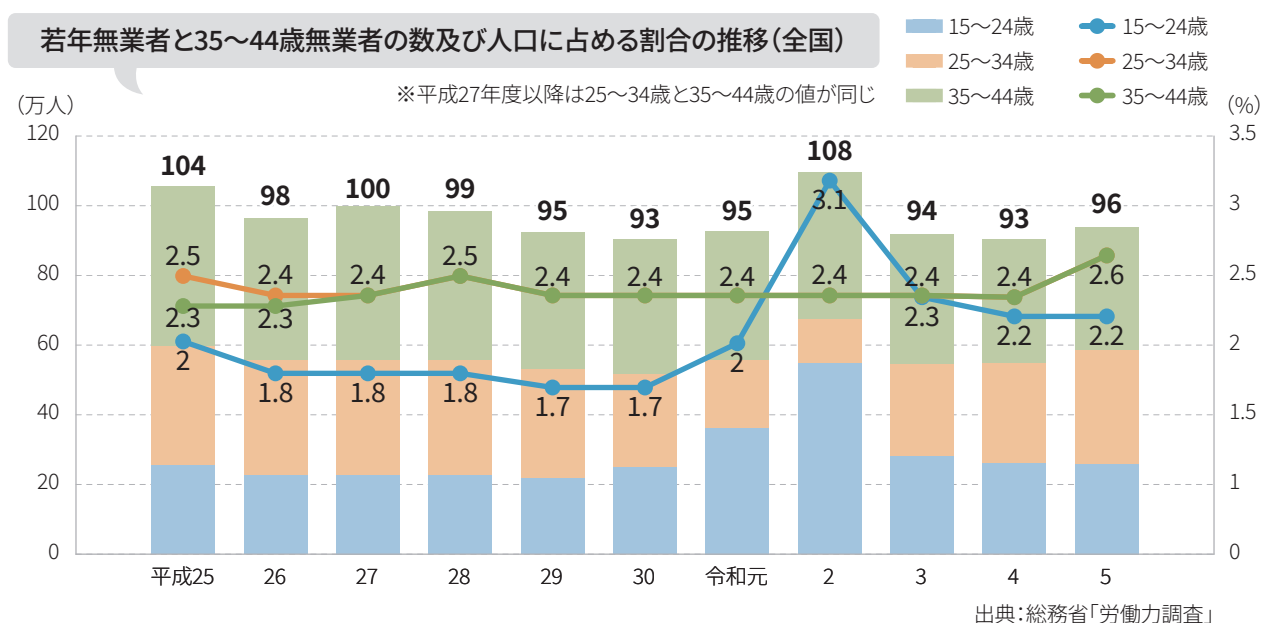
※13：等価可処分所得の中央値の半分の値を「貧困線」という

※14：貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていないこと

本県の刑法犯犯罪少年^{※15}と刑法犯触法少年^{※16}の人数は、令和5年に302人となり、前年に比べ106人増となっています。不良行為^{※17}少年の件数は、令和3年から増加に転じ、令和5年は7,095件となっています。



令和5年度においてニート^{※19}は微増しています。15～24歳のニートはコロナ禍からは減少しましたが、その後もコロナ禍前よりは高い傾向で推移しています。



※15：14歳以上の犯罪行為をした少年

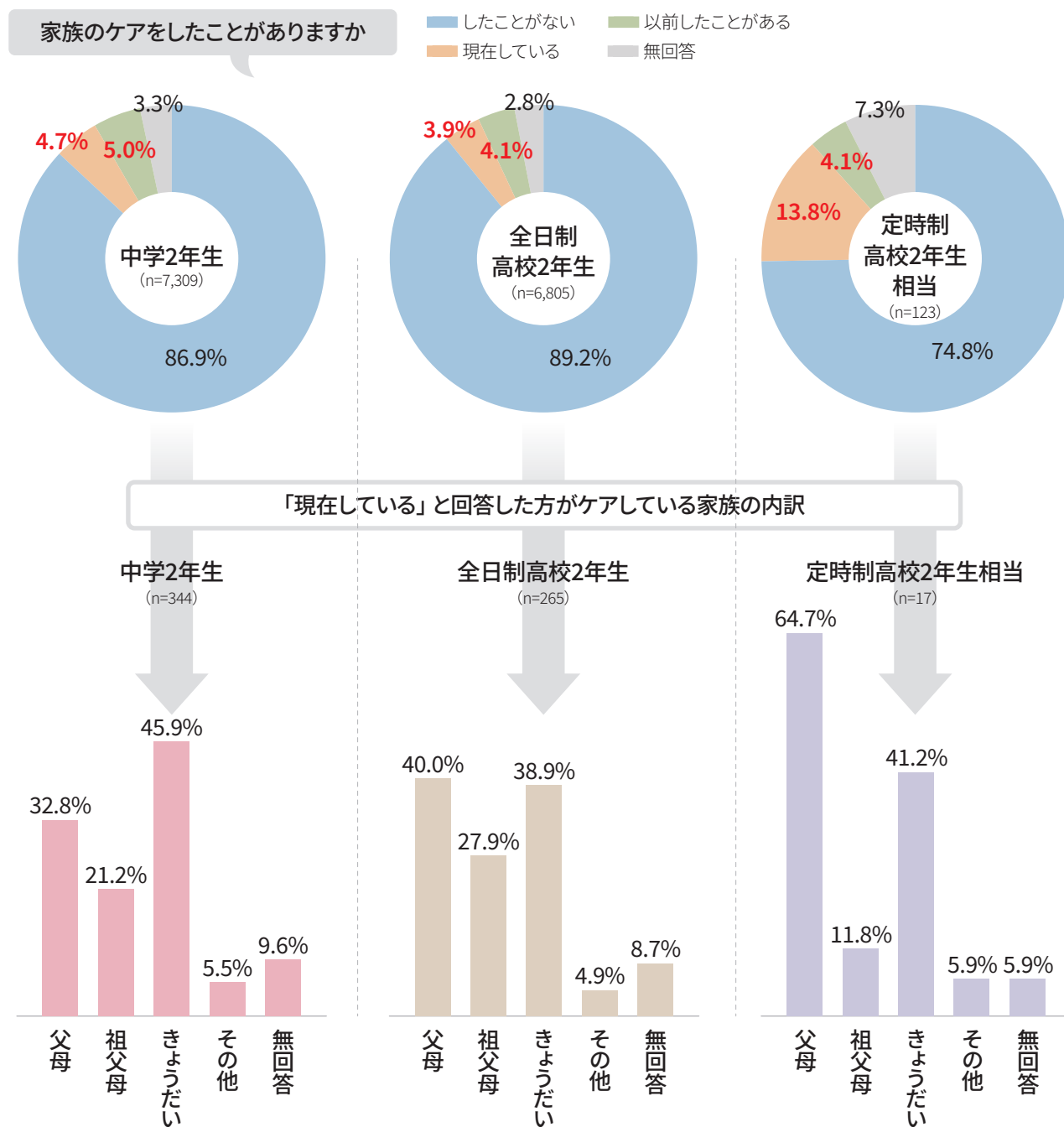
※16：14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

※17：犯罪少年、触法少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または他人の特性を害する行為

※18：犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年(将来犯罪、触法行為をするおそれのある少年)の総称

※19：15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人(総務省統計局が実施する労働力調査の定義)

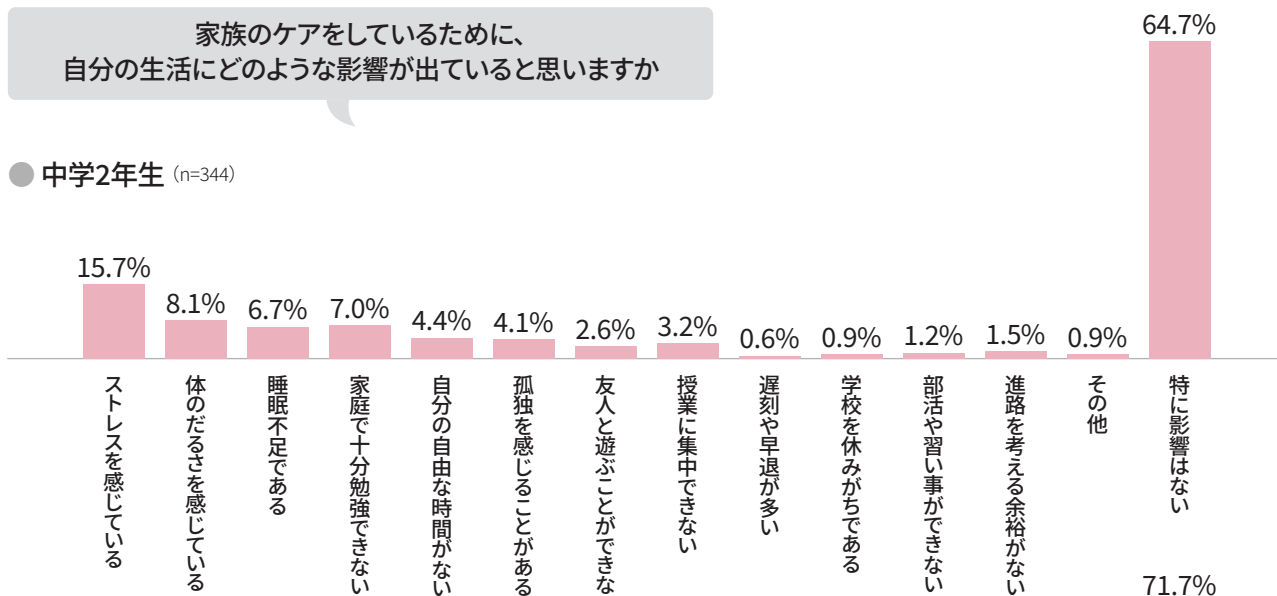
令和3年度のヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、世話を現在している家族がいると回答した県内のこどもは、中学2年生で4.7%、全日制高校2年生で3.9%、定時制高校2年生相当で13.8%になっています。



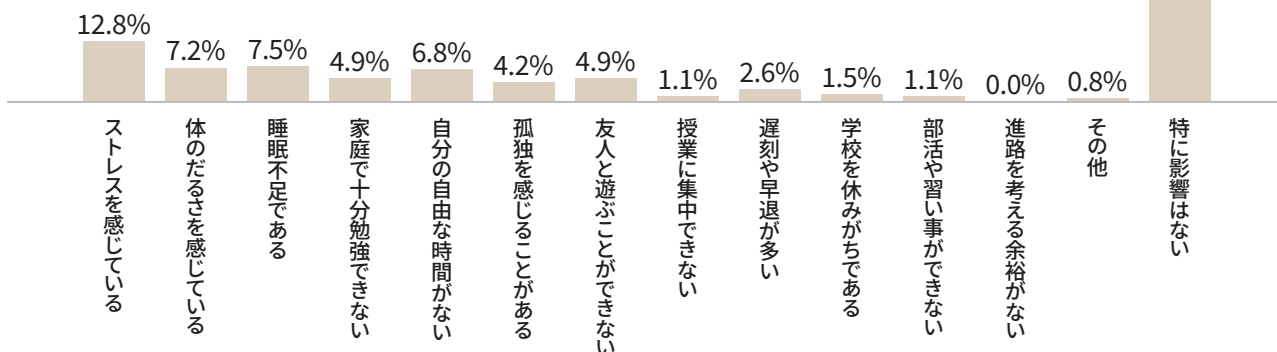
出典：和歌山県「中高生の生活実態に関するアンケート」(令和3年)

家族のケアをしているために、
自分の生活にどのような影響が出ていると思いますか

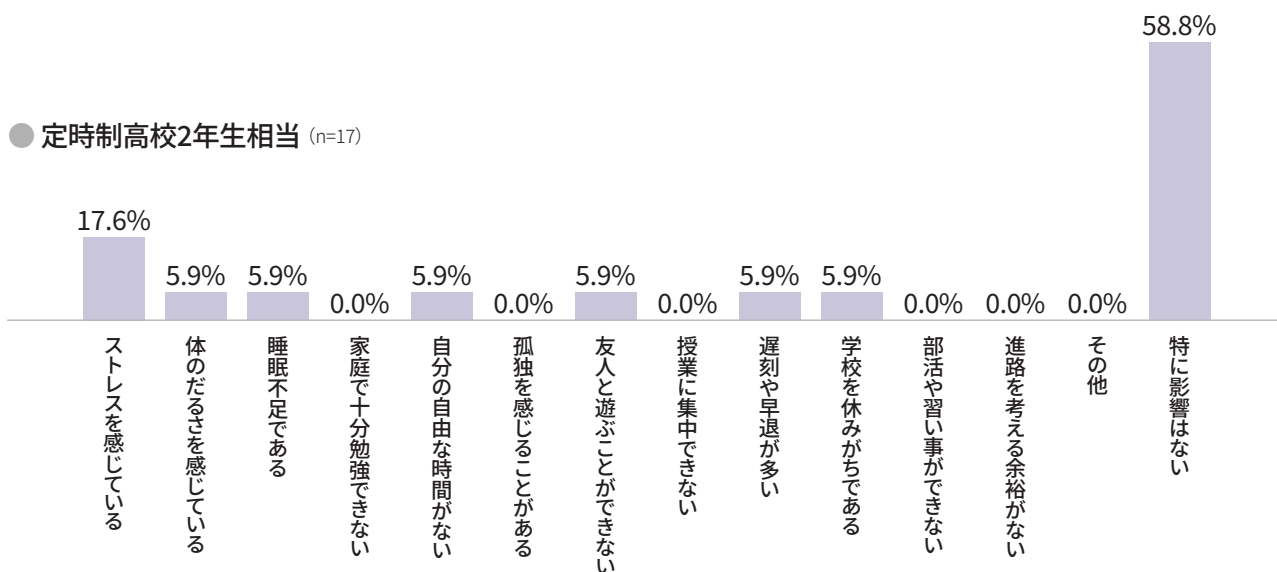
● 中学2年生 (n=344)



● 全日制高校2年生 (n=265)

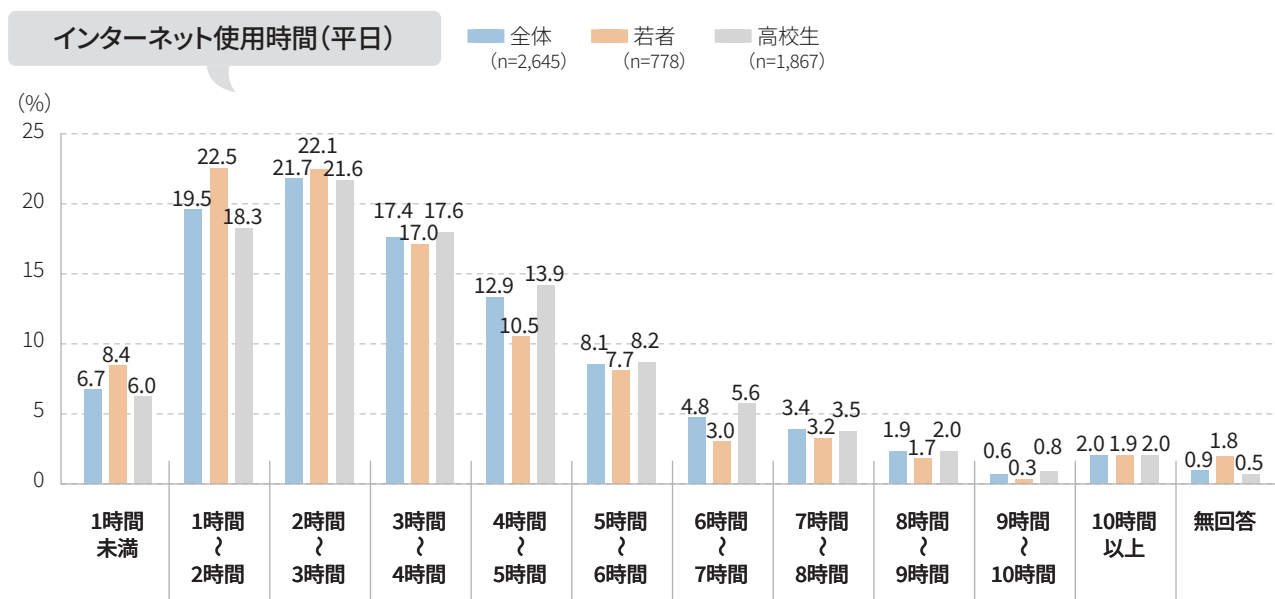


● 定時制高校2年生相当 (n=17)



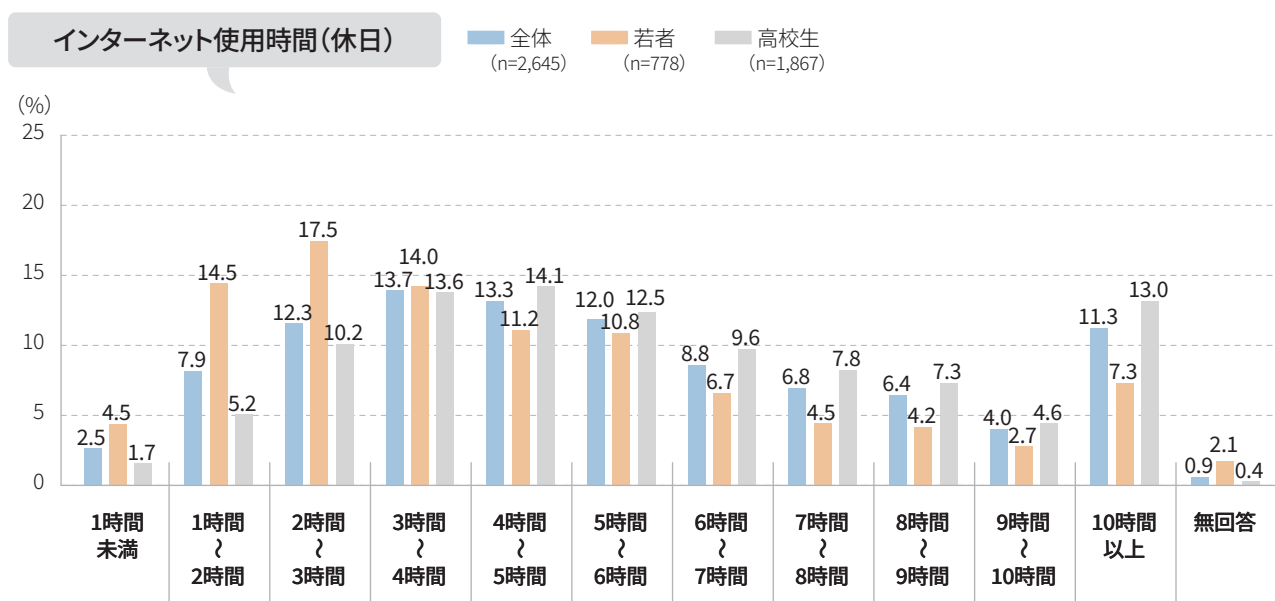
出典：和歌山県「中高生の生活実態に関するアンケート」(令和3年)

平日のインターネットの使用時間は、全体では「2時間以上3時間未満」が21.7%と最も高くなっています。若者では「1時間以上2時間未満」が22.5%で最も高く、高校生では「2時間以上3時間未満」が21.6%で最も高くなっています。



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

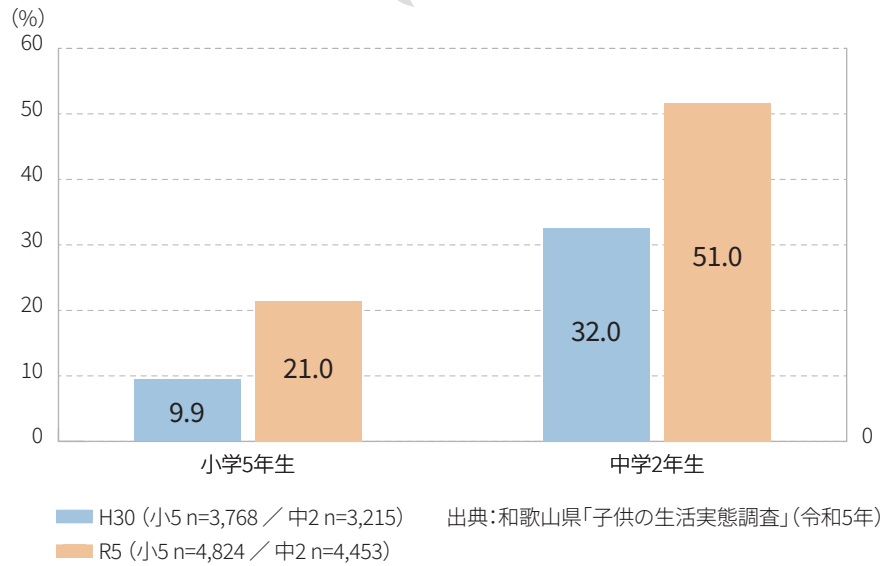
休日のインターネットの使用時間は、全体では「3時間以上4時間未満」が13.7%と最も高くなっています。若者では「2時間以上3時間未満」が17.5%で最も高く、高校生では「4時間以上5時間未満」が14.1%と最も高くなっています。



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

小学5年生と中学2年生の電話、メールやインターネットの使用時間が2時間以上のこどもの割合は、平成30年度に行った調査より小学5年生は11.1ポイント、中学2年生は19ポイント増加しており、長時間化している傾向が見られます。

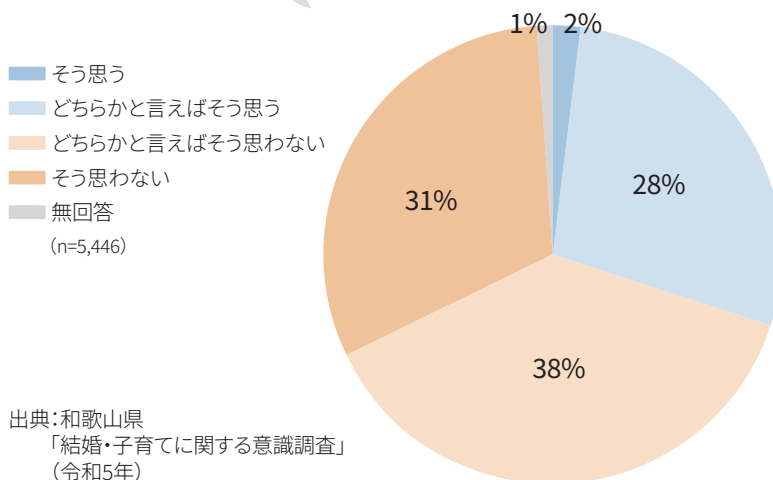
電話、メールやインターネットの使用時間が2時間以上のこどもの割合



(6) 子育て環境

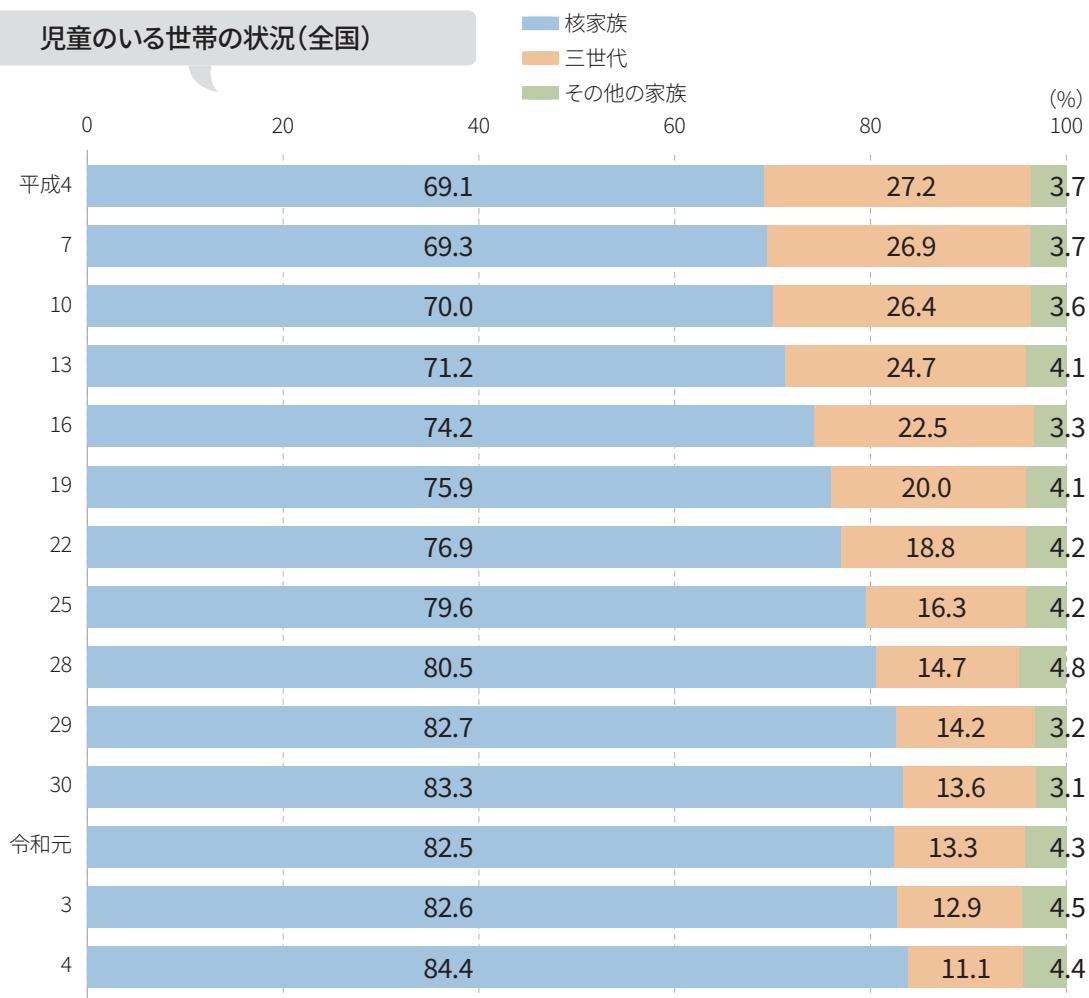
子育て世帯の69%は、日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしい社会だと感じていません。

日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしい社会だと思いますか



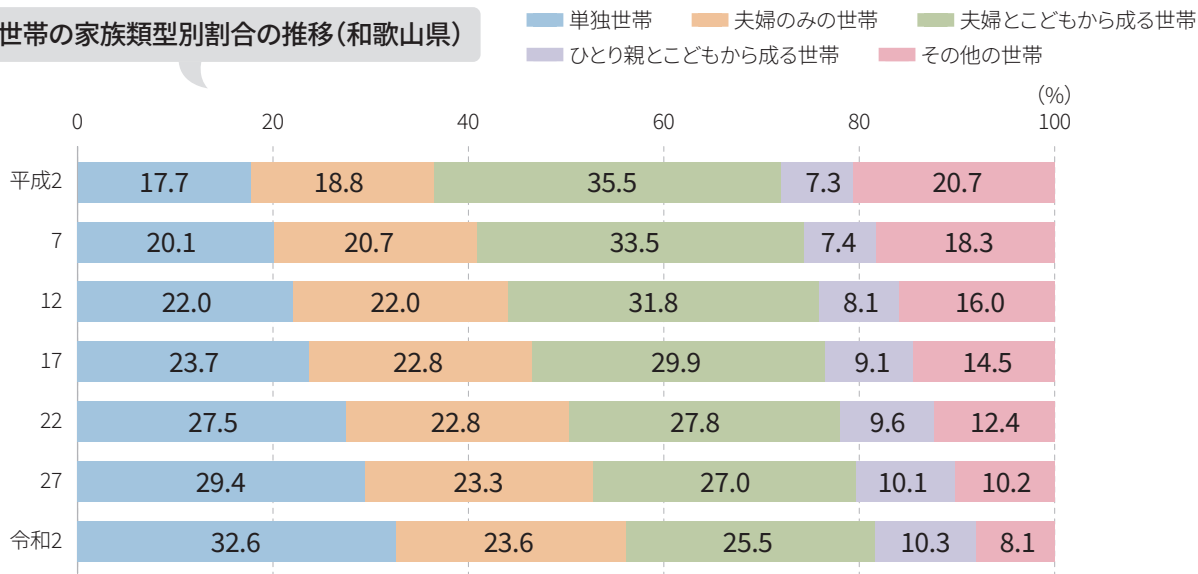
国民生活基礎調査によると、児童のいる世帯のうち、令和4年度の三世代家族の割合は11.1%で年々減少傾向にあります。

児童のいる世帯の状況(全国)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和2年度はコロナにより中止)

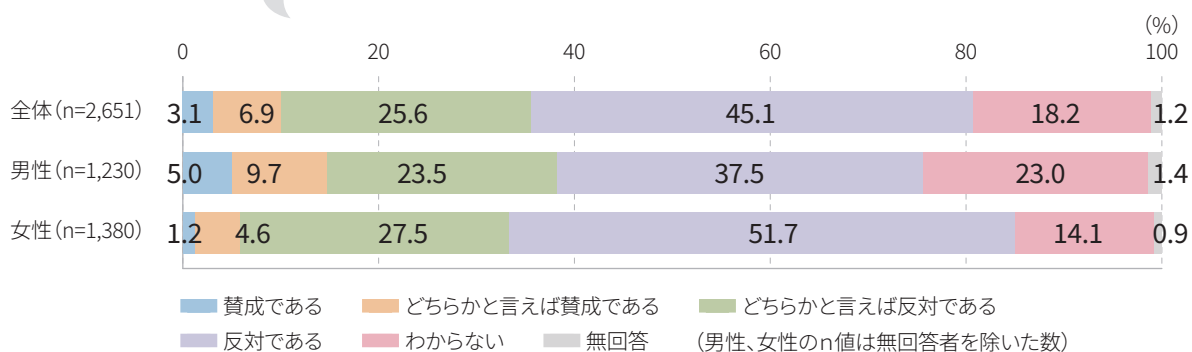
一般世帯の家族類型別割合の推移(和歌山県)



資料:総務省「国勢調査」

性別により男女の役割を決めるような考え方について、「反対」が上回っています。「反対である」との回答は女性が男性を14.2ポイント上回っています。

性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか



資料:和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

2 前計画及び統合前計画の取組状況

(1) 紀州っ子健やかプラン

一人一人のこどもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進するため、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、平成26年6月17日付け雇児発第617001号の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画策定指針」第2の6に基づく「母子保健計画」として位置付け、紀州っ子健やかプランを策定しました。

全市町村において、子育て世代包括支援センターが設置されたほか、地域子ども・子育て支援事業の推進、子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村の拡大など児童虐待への対応強化、各障害保健福祉圏域に1か所以上児童発達支援センターを設置するなど障害児施策の充実、一般不妊治療費を全市町村が助成する体制の維持など、不妊に関する相談、支援体制の強化、男性の育児休業取得率の向上など、こどもの人権を尊重し、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進する理念の下、こどもの発達に合わせた切れ目ない支援に取り組みました。

(2) 県子供・若者計画

こども、若者育成支援施策の一層の推進を図るため、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画として「和歌山県子供・若者計画」を策定し、施策を実施してきました。

早寝早起き朝ごはん運動の推進など豊かな心と健やかな体の育成、地域の青少年が青少年を育てていく循環システム構築の推進、安全なインターネット環境の整備など、こどもや若者の成長のための社会環境の整備などに取り組みました。

(3) 県子供の貧困対策計画

全てのこどもが心身ともに健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、施策を実施してきました。

県立学校の授業料減免やこども食堂^{※20}の開設支援などの教育や子育て支援、ひとり親家庭の自立に向けた相談体制の強化や若年者等の就労支援などの生活の安定に資する支援、非正規社員の正社員化に取り組む企業の支援や生活困窮者等への就労支援などの保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を実施しました。

※20：一般的には、地域の人達が主体となり運営する、こどもが一人でも安心して利用できる無料または低額の食堂のこと。近年は対象者を絞らず誰でも利用できる交流拠点の機能を有した食堂が増加

(4) 県子ども虐待防止基本計画

児童を虐待から守るための総合的な対策を推進するため、和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に基づく基本計画として「和歌山県子ども虐待防止基本計画」を策定し、施策を実施してきました。

児童虐待の基本的な知識、児童虐待が児童に及ぼす影響、相談窓口等の広報啓発などの児童虐待防止に向けた県民意識の醸成、虐待通告から48時間以内の安全確認の実施などの児童虐待通告への迅速で的確な対応、親支援プログラムの実施などの家族再統合への取組強化などに取り組みました。

(5) 県社会的養育推進計画(前期)

社会的養育を必要とする児童がより家庭的な環境で健やかに成長できる環境を保障するため、都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づき、「和歌山県社会的養育推進計画」を策定し、施策を実施してきました。

こどもの権利ノートの見直しや児童養護施設等が定期的に児童へのアンケートや個別面接を実施するなどの児童の権利擁護、子育て包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置推進など市町村の児童家庭支援体制の構築、里親の人材発掘や里親研修の開催など里親等委託の推進、施設の小規模化等による良好な家庭的環境の確保などに取り組みました。

3 現状の打破に向けて

こどもを取り巻く厳しい環境を打ち破るため、こどもを社会のまんなかにも据えて、こどもの視点で、家庭、学校、地域等あらゆる環境を視野に入れつつ、その権利を保障し、男女格差の解消への取組を含め、誰一人取り残さず、生命や安全を守り、健やかな成長を社会全体で後押しします。

また、子育てを社会全体で支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、その責任を果たせるようにすることでより良い親子関係の形成を促し、こどもの健やかな成長の実現につなげます。

